

[当局への届出年月日を記載してください。] → 令和〇年〇〇月〇〇日	
関東財務局長 殿	[登録番号を記載してください。]
[「関東財務局長」と記載してください。] → 届出者 登録番号 関東財務局長 第〇〇〇〇〇号	(郵便番号 123-4567)
[「(第2面)『2.住所』、『3.商号又は名称』、『4.氏名』との整合性が確保されているか確認してください。代表者が変更となった場合には、「変更後の」代表者名を記載してください。] →	住 所 東京都千代田区〇〇町 一丁目2番3号
	電話番号 (03) 1234-5678
	商 号 又は名称 〇〇株式会社
	代表者の 役職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

変 更 届 出 書

下記の事項について変更しましたので、資金決済に関する法律第11条第1項の規定により届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前
	別紙のとおり	[本様式に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を作成の上、添付してください。]

(記載上の注意)

1. 法第8条第1項の登録申請書又は法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
2. 主たる営業所又は事務所の所在地を他の財務(支)局長の管轄する区域に変更した場合においては、従前に交付を受けた別紙様式第9号(第17条関係)の登録済通知書を添付すること。
3. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
4. 登録申請書の第2面以後に係る変更届出については、当該変更事項を修正した新たな頁を添付すること。

「関東財務局長」と記載してください。

登録番号・登録年月日を記載してください。

(第2面)

※ 登録番号	関東財務局長 第〇〇〇号 (令和〇〇年〇〇月〇〇日)	
1. 商号又は名称 (ふりがな)	〇〇 〇〇株式会社	登記事項証明書との整合性が確保されているか 確認してください。
2. 代表者の氏名 (ふりがな)	〇〇 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	
3. 住所	(郵便番号 123-4567) 電話番号 (03) 1234-5678 東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号	
4. 資本金又は出資の額	100,000千円	
5. 役員		
	(ふりがな) 氏名又は名称	役職名
	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	代表取締役
	□□ □□ □□ □□	取締役
	△△ △△ △△ △△	監査役
	役員の氏名又は名称、ふりがなを記載してください。	
6. 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先		
営業所又は事務所の所在地 (ふりがな)	とぎょうと ちよたく 〇〇まち 1ちよめ 2ばん 3ごう (郵便番号 123-4567) 東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号 前払式支払手段事業部	
連絡先	電話番号 (03) 1234-9999 e-mail maebaraisiki@.co.jp 前払式支払手段事業部 事業第1課	

代表電話を記載してください。

役職名を記載してください。

(記載上の注意)

1. 登録申請の際は、※「登録番号」には、記載しないこと。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 役員について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。
5. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「代表者の氏名」又は「役員」の欄に括弧書で併せて記載することができる。
6. 「資本金又は出資の額」の単位は、資本金又は出資の額が10億円以上の場合は億円、1億円以上10億円未満の場合は千万円、1千万円以上1億円未満の場合は百万円、百万円以上1千万円未満の場合は十万円とすることができる。

- 連絡先として利用者に公表しているものを全て記載してください。

苦情または相談の受付をメールのみとしている場合は、メールアドレスのみ記載いただければ問題ございません。

- 第7面に添付した「前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し等」に表示されている内容との整合性が確保されているか確認してください（法第13条に基づく情報提供事項）。

7. 営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
本社	令和5年4月1日	東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号 電話番号 (03) 1234-5678
〇〇営業所	令和10年4月1日	神奈川県横浜市中区〇〇町一丁目2番3号 電話番号 (045) 1234-5678
		電話番号 () -
		電話番号 () -

- 発行者自身の「主たる営業所（本店又は業務の統括を行っている本社等）」および「発行（販売）を行っている営業所等」について記載してください。（無人のチャージ機は、記載不要です。）
- 営業所等を設置した日（設置後に前払式支払手段の発行の業務の取り扱いを開始した日が明確である場合にはその日）を記載してください。

		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -
		電話番号 () -

(記載上の注意)

1. 前払式支払手段の発行の業務上の主要な活動が行われる場所を記載すること。
2. 「営業所又は事務所の名称及び所在地」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

電子移転可能型前払式支払手段に該当する場合は、「有」と記載し、その内容を下段に記載してください。

(第4面)

8. 業務の内容及び方法

(1) 前払支払手段の種類、名称、発行価格及び支払可能金額等

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	発行価格 販売価格を記載してください。	支払可能金額等	使用範囲等	使用できる期間又は期限	寄附への使用の有無	電子移転可能型前払式支払手段の該当の有無
(サーバ型例) 【サーバ型】 金額表示・加算減算型	〇〇ポイント (ゲームタイトル)	525円=500P 315円=300P 105円=100P (最大単価: 1ポイント=1.05円)	月額購入限度額 10,000P 保有限度額 100,000P	〇〇ポイントの加盟店	最終購入又は利用日から3年間	無	無
【サーバ型】 金額表示・加算減算型	〇〇ギフトカード	100円~ 150,000円 (1円単位)	残高上限額 50万円 (1ヶ月あたりの記録上限額 20万円) 500円	〇〇サイト	無期限	無	有
(紙型例) 【紙型】 金額表示・引換型	〇〇商品券	500円 1,000円 10,000円	1,000円 11,000円	〇〇商品券取扱店	令和10年12月3日まで	有	無
【紙型】 数量表示・引換型	〇〇カタログギフト	3,000円	〇〇ギフトコース (3,000円相当)	〇〇カタログギフト掲載店	発行日から2年間	無	無

- 「支払可能金額等」は、利用者が実際に利用できる金額です。
- プレミアム分がある前払式支払手段の場合には、「支払可能金額等」はプレミアム分を含んだ額となります。

該当がない場合は、空欄のままとせず、「該当なし」と記載してください。

電子移転可能型前払式支払手段の種類等		一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な未使用残高の上限額	移転可能額の上限等
種類	名称		
②番号通知型前払式支払手段	〇〇ギフトカード	50万円	(i) 15万円 (ii) 20万円

(記載上の注意)

- 「前払式支払手段の仕様等」は、金額又は金額以外の物品等の数量表示の別、残高減算型又は引換え型の別及び加算型の場合はその旨を記載すること。
- 「発行価格」は、販売価格を記載すること。
- 「使用範囲等」は、前払式支払手段を使用できる加盟店について記載すること。
- 「使用できる期間又は期限」は、物品等の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間又は期限が設けられている場合に、前払式支払手段の種類ごとに当該期間又は期限を記載すること。
- 「寄附」とは、第23条の3第2項に規定する寄附をいう。
- 「電子移転可能型前払式支払手段」とは、残高譲渡型前払式支払手段、番号通知型前払式支払手段又は第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段をいう。
- 「種類」は、次のうち該当するものの番号を記載すること。
 - 残高譲渡型前払式支払手段
 - 番号通知型前払式支払手段
 - 第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段
- 「移転可能額の上限等」は、次の種類に応じ、それぞれ(i)及び(ii)の事項を記載すること。
 - 残高譲渡型前払式支払手段
 - 移転が可能な1件当たりの未使用残高の額
 - 移転が可能な1月間の未使用残高の総額
 - 番号通知型前払式支払手段
 - 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1件当たりの未使用残高(当該番号通知型前払式支払手段に係る番号等の通知を受けた発行者が当該通知をした者をその保有者として一般前払式支払手段記録口座に記録するものに限る。(ii)において同じ。)の額
 - 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
 - 第23条の3第1項第2号ロに掲げる前払式支払手段
 - 一般前払式支払手段記録口座に記録が可能な1月間の未使用残高の総額
 - 第5条の2第2項第2号の権利に関して代価の弁済に充てること又は物品等の給付若しくは役務の提供を請求することが可能な1月間の未使用残高の総額
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

- 本表と、第5面-(2)において添付した「前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面」や第7面において添付した「前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し」との整合性が確保されているか確認してください。
- 本表には、発行(販売)を終了した前払式支払手段についても記載する必要があります。
- 第4面に記載している前払式支払手段のうち、払戻し手続きが完了し、払戻し完了報告を提出したものについては、変更届出書により本表から削除してください。
- なお、事業譲渡等により、その発行の業務を承継させた前払式支払手段については、それに係る発行の業務の廃止等届出書を提出した後に、変更届出書により本表から削除してください。

利用規約等がある場合は添付し、利用規約等がない場合は「(別添)」を削除してください。

(第5面)

(2) 前払式支払手段発行に係る約款、説明書又はこれらに類する書面(別添)

(3) 業務委託状況

受託者の氏名等		委託に係る業務の内容
氏名又は商号若しくは名称	住所	
A印刷株式会社	東京都千代田区〇〇町一丁目2番3号	前払式支払手段の印刷
Bシステム株式会社	東京都千代田区〇〇町二丁目3番4号	システム管理(サーバ保守業務、ネットワーク管理業務)
Cコンビニ株式会社	東京都千代田区〇〇町三丁目4番5号	収納代行業務
D株式会社	東京都千代田区〇〇町四丁目5番6号	苦情・相談窓口(コールセンター)

- 第6面に記載した「発行、資金決済の概要図」との整合性が確保されているか確認してください。
- 第6面には、すべての受託者の名称が記載されることとなります。
- システム管理を委託している場合には、その具体的な委託内容を記載してください。

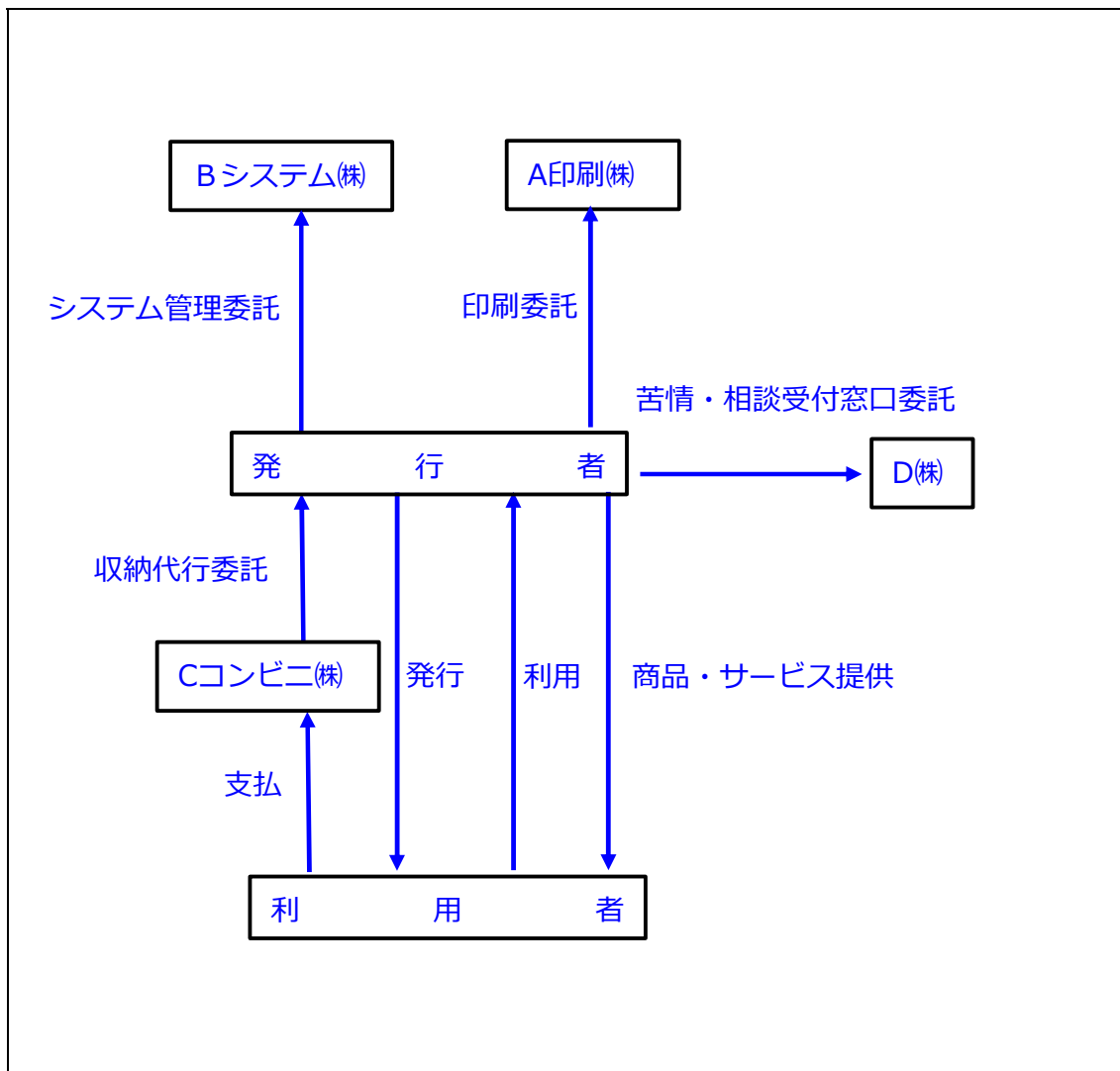
(記載上の注意)

1. 業務委託状況は、前払式支払手段の発行に係る業務(製造、保管、搬送、販売、残高集計、システム管理及び資金決済)を委託している場合に、前払式支払手段の種類ごとに記載すること。
2. 業務委託状況について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第5面の次に添付すること。
3. 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は商号若しくは名称」欄に括弧書で併せて記載することができる。

- 業務委託先に再委託先を含める必要はありません。
- 記載された業務委託内容については、第6面の概要図において委託の流れが分かるよう図示してください。

「(第5面) (3) 業務委託状況」の欄に記載した「受託者」について、概要図上に示してください。

(4) 発行、資金決済の概要図



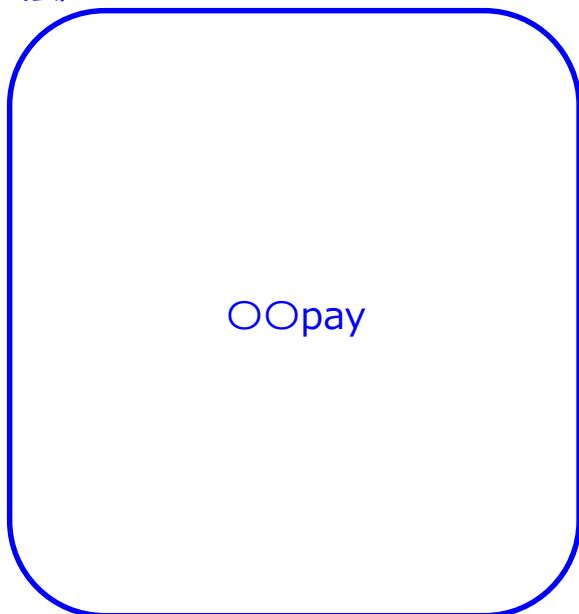
発行者が前払式支払手段を発行してから資金決済に至るまでの概要を図示してください。
(支払 ⇒ 発行 ⇒ 利用 ⇒ 商品・サービスの提供 ⇒ 資金決済等、業務実態に即した概要を記載)

(記載上の注意)

前払式支払手段発行者、業務受託者、加盟店及び前払式支払手段購入者の間における発行及び資金決済の形態を、前払式支払手段の種類ごとに簡略に図示すること。

(5) 前払式支払手段の見本又はその券面及び裏面の写し

(表)



(裏)

このカードで1,100円分の商品をご購入いただけます。
有効期限はありません。
このカードは池袋店、新宿店、渋谷店、横浜店の当社各店舗でご利用いただけます。
このカードの残高は、各店舗レジカウンターにおいて確認できます。
その他このカードに関する事項については利用約款をご覧ください。
利用約款は当社各店舗に備えてあります。また、当社のホームページ上
においてもご覧いただけます。
利用上の注意:本カードは折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけたりしないでください。
発行者：〇〇株式会社
お問合せ先の所在地 〒123-4567 東京都千代田区〇
〇町1-2-3

資金決済法に基づく情報提供の例

- 商号 〇〇株式会社
- 支払可能金額等：5万円
- 有効期限:最終購入又は利用日から3年間
- 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先
〒 123-4567東京都千代田区〇〇町1-2-3
前払式支払手段事業部 TEL (03) 1234-9999
e-mail maebaraisiki@.co.jp
- 使用することができる施設又は場所の範囲:当社が提供する〇〇サイト
- 利用上の必要な注意:〇〇PAYの残高を払戻しすることはできません。
未使用残高を知ることができる方法:〇〇サイトの残高確認欄においてご確認ください。
- 不正取引の公表基準：不正取引発生時において、被害の拡大を防止する必要があると判断した場合については、速やかに必要な情報を公表いたします。
- 詳しくは利用約款をご覧ください。
- 利用者資金の保全方法：前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項に基づき、前払式支払手段の基準日未使用残高の半額以上の額の発行保証金を、法務局に供託することにより、資産保全することが義務付けられています。万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第31条に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。
- 発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別および相手方：当社は、株式会社〇〇銀行と、発行保証金保全契約を締結することにより、利用者資金を保全しています。
- 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針：当社は、お申し出の日から30日前までに発生した無権限取引によりお客様に生じた損失を、お客様に故意または重過失がない限り補償します。

(記載上の注意)

1. 発行した前払式支払手段で使用可能な全てのもの（法の施行の日前に新規発行を停止した前払式支払手段を除く。）について貼付すること。
2. 第21条第2項各号に掲げる方法により情報を提供する前払式支払手段である場合は、当該前払式支払手段の内容を確認できる情報（法第13条第1項各号に掲げる事項に関する情報）を表示した電子機器の画面を印刷したもの等を貼付すること。

上記の記載事項について、例えば以下のような内容に関し、第2面や第4面と一致しているか確認してください。一致していない場合は、いずれかを修正してください。

- ・お問い合わせ先の所在地・連絡先⇒「第2面」の「連絡先」
- ・支払可能金額等⇒「第4面」の「支払可能金額等」
- ・有効期限⇒「第4面」の「使用できる期間又は期限」

資金決済に関する法律第13条第1項に基づく情報提供のみならず、前払式支払手段に関する内閣府令第22条、第23条の2に基づく情報提供（**利用者資金の保全方法、供託等の別、無権限取引の補償方針**）についても、適切に情報提供する必要があるため、ご注意ください。

10. 発行者の他に行っている事業の種類

- 現に行っている事業のみを日本標準産業分類表細分類に当てはめた上で記載してください。
(ただし、具体的な事業内容が分かりにくくなる場合には、日本標準産業分類表細分類の名称の後に括弧書で、登記事項証明書・定款等に記載の具体的な事業内容を併記してください。)
- 定款や法務局発行の登記事項証明書との整合性が確保されるよう留意願います。
- 他に行っている事業がない場合には「該当なし」と記載してください。

(記載上の注意)

日本標準産業分類基準表細分類により記載すること。

11. 加入する認定資金決済事業者協会の名称

加入していない場合は、空欄のままとせず、「該当なし」と記載してください。

12. 令第5条第1項第2号ニに規定する預貯金を預け入れる銀行等の商号又は名称及び所在地

(ふりがな) 銀行等の 商号又は 名称	----- 該当がない場合は、空欄のままとせず、「該当なし」と記載してください。
所在地	(郵便番号 -) 電話番号 () -

(記載上の注意)

発行者が一般社団法人等で、令第5条第1項第2号ニに規定する預貯金が登録申請者を名義人とする口座において保有されることが当該登録申請者の定める規則に記載されている場合に記載すること。